

小郡市監査委員公表第21号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年11月25日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年10月16日から令和6年11月11日まで
- 2 監査対象 市民福祉部 福祉課
- 3 監査範囲 令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、債権管理事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）支出事務について適正な事務処理を求めるもの

援護業務担当者研修会及び生活保護適正化事業の支援者会議に出席の際、駐車料金の立替払を行っていた。

現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。

（2）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

生活困窮者支援等のための地域づくり事業業務委託及び多機関協働事業等業務委託について、事業計画書及び委託料収支予算書が提出されずに、委託料が請求され、支払がなされていた。

契約書には、受託者は契約締結後すみやかに事業計画書及び委託料収支予算書を提出し、承認を受けるよう記載している。契約の適正な履行を確保するため、契約業者に指示し、業務委託に必要な書類は契約書に記載している通り提出させられたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

（2）徴収事務（1件）

- ・証紙の消印を適正にしていないもの

（3）支出事務（1件）

- ・支出負担行為の変更を適正にしていないもの

（4）契約事務（3件）

- ・暴力団関係業者排除手続が適正でないもの
- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの
- ・個人情報を取扱う業務委託手続が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。